

明石文化芸術創生基本計画

～ひともまちも元気な

「文化の息づくまちあかし」に向けて～

平成 23 年（2011 年）3 月 策定

平成 29 年（2017 年）3 月 改定

令和 2 年（2020 年）12 月 改定

明石市

目次

はじめに	1
前文	4
第1章 基本計画策定にあたっての考え方	5
1 策定に至る経緯	
2 策定の目的	
3 位置づけ	
4 計画期間と進捗状況の評価・検証	
5 目指す姿	
第2章 基本理念、基本施策	5
第3章 明石市における文化芸術の現状と課題	7
1 文化芸術活動の現状	
2 文化芸術を取り巻く課題	
第4章 文化芸術振興施策の展開方針	8
I 親しむ	9
○ 展開方針（1）文化芸術に触れ親しむ機会の提供	
○ 展開方針（2）参加・発表機会の充実	
II つながる	10
○ 展開方針（3）コーディネート機能の充実	
○ 展開方針（4）他分野との連携と応用	
○ 展開方針（5）文化交流の推進	
III 活かす	12
○ 展開方針（6）伝統文化の継承と発展	
○ 展開方針（7）文化資源の再発見と活用	
○ 展開方針（8）文化芸術活動を行なう場の充実・活用	
IV 育む	14
○ 展開方針（9）次世代育成への取り組み	
○ 展開方針（10）創造活動の促進	
V 伝える	16
○ 展開方針（11）収集・発信	
第5章 推進体制	17

明石文化芸術創生基本計画改定

はじめに

文化芸術は、私たちの生活に潤いを与えてくれるとともに、人々が社会や地域に愛着と誇りをもつ源となります。そして、まちの発展とそこに息づく人々の活動から新たな文化芸術が生み出されています。

明石市には、自然に恵まれた風光明媚な土地柄から豊かな歴史や風土、特色ある多くの伝統文化が生まれ、現在まで脈々と継承されています。また、市内のいたるところで様々な分野の文化芸術活動が行われており、これらの活動が明石の町の個性を形成する大きな力となっています。

このような豊かな文化風土のもとで市民の誇りとなるような文化芸術をつくり上げていくことにより、明石という地域の個性をしなやかに形成し、活力ある地域社会の実現を目指して本市では平成18年4月に文化芸術の振興のための新しい組織として文化芸術部を設置し、文化芸術のすそ野の拡大と、魅力ある文化芸術の創造・発展を目指して「明石文化芸術創生条例」を制定しました。文化芸術は心豊かな生活に不可欠な基本的な公共財であり、平成23年に文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るための「明石文化芸術創生基本計画」を策定し、第5次長期総合計画に掲げる「戦略3 明石らしい生活文化を育てる」に関連する個別計画としてさまざまな文化事業を展開しながら、ひともまちも元気な「文化の息づくまちづくり」を進めてきました。

この計画のもと、平成24年に中間支援組織として「明石文化芸術創生財団」を設立したことをはじめ、文化芸術活動を行う環境の整備や文化芸術を担う人材の育成など様々な事業に取り組んでまいりました。

この間、文化芸術の持つ力が改めて認識されるとともに「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定や2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催の決定を契機として、文化芸術振興の機運がますます高まっています。

こうした文化芸術を取り巻く状況の変化やこれまでの取組みの課題を踏まえ、時代・次代によりふさわしい「明石文化芸術創生基本計画」となるよう改定し、文化芸術の振興をさらに進め、広く市内外の人々を引きつける市となるように取り組んでまいります。

1 改定にあたって

本市では平成21年3月に市民の自主性を尊重し、文化芸術のすそ野の拡大と魅力ある文化芸術の創造・発展を目指して「明石文化芸術創生条例」を制定しました。

また、同条例に基づき、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るために「明石文化芸術創生基本計画」を平成23年3月に策定しました。

策定から5年を経過し、これまでの文化芸術を取り巻く状況の変化とこれまでの取組みの課題を検証し、今後、重点的に取り組むべき施策を取り入れた計画に改定します。

2 環境の変化

平成23年4月の「明石文化芸術創生基本計画」の策定以降、人口構造の変化や情報化の進展等、文化芸術を取り巻く環境は変化しています。また、国でも「文化芸術振興基本法」に基づく基本方針の改定や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されるなど様々な文化

芸術施策を進めてきています。

このような中、明石市ではひとまちも元気な「文化の息づくまちづくり」を目指して5つの基本理念に基づき、幅広い取組みを進めてきました。

(1) 文化芸術を取り巻く社会環境の変化

① 人口構造の変化

国内の人口は、平成20年12月の1億2809万9千人をピークに、その後若干の増減を繰り返しているものの今後も減少が見込まれており、少子高齢化が一層進展することから、芸術文化を担う人材の確保や芸術文化鑑賞機会の地域偏在化への検討が必要となっています。

② 豊かさに対する価値観の変化

「ワーク・ライフ・バランス」の考え方が浸透し、豊かなライフスタイルの実現に向けて趣味やボランティア活動への意識が高まっており、充実感・癒しなど心の豊かさにつながる文化芸術への期待が高まっています。また、NPO法人の拡大や市民活動、地域づくり活動の活発化などに伴う担い手の多様化が進んでいます。

③ 情報化の進展

情報通信技術が進み、コミュニケーション手段の多様化が進んでいます。これらを効果的に活用し、情報発信や情報共有等に努め、文化芸術の推進に活かした取組みへの期待が高まっています。

(2) 国の芸術文化施策の動向

① 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行

平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、文化施設を文化芸術の継承、創造、発信の場として、また、人々の創造性を育む地域の文化拠点として豊かな地域づくりや心豊かな生活、活力ある地域社会の実現に寄与する施設としての役割が明らかにされました。今後はより一層、各文化施設が、地域の文化拠点として、その活動や機能の充実を図っていくことが求められています。

② 2020東京オリンピック・パラリンピック開催

文化庁では、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、文化施策の基盤を計画的に強化し、地域に根付いた祭りや踊り、日常における生活文化など、日本における様々な文化芸術の体験機会を活かし、地域と連携した文化交流が図られるよう「文化芸術立国中期プラン」を策定しました。

(3) 本市の文化芸術施策の変化

① 明石文化芸術創生財団の設立と中間支援組織としての役割

明石文化芸術創生基本計画では、中間支援組織の設置により、多様な文化芸術活動の担い手の連携・協働の拠点として、ゆるやかな相互ネットワークの形成を図り、アーティストや文化団体と市民とのコーディネート、情報提供、相談などの支援に積極的に取り組むことにより、明石市全体の文化芸術振興を推進していくことを目的とし、平成24年に明石文化芸術創生財団を設立しました。

財団の柔軟性や豊富な経験・発想を活かした事業の実施により、市民の文化芸術

活動への参加促進や環境の整備が進んでおり、文化芸術に関する中間支援組織としてサポート機能、広報機能、人材育成機能などを発揮することにより、新たな文化芸術の創造や振興を促進させています。

② 本市の文化歴史に関する調査研究を直営化

明石の歴史や文化に関する調査・研究は市が直接行い、文化博物館における特別展の実施を含むその他の管理運営業務（施設運営・管理、貸館、広報等）は指定管理者が行う「業務分割方式による指定管理者制度」を導入することで、市が学芸員を安定的に確保し、調査・研究部門の継続性の確保と充実を図ります。

明石市は東経135度の子午線上に位置しており、日本標準時の設定後、いち早く子午線標識を設置したことから「子午線のまち」として有名になりました。

面積は49.42 km²で、瀬戸内海に面し、南北は最長9.4 km、東西は最長15.6 km と、雄大な明石海峡大橋を眺望できる長い海岸線を持っています。

自然に恵まれた風光明媚な明石は古く万葉の時代より歌に詠まれ、源氏物語の舞台ともなりました。江戸時代には松尾芭蕉、明治大正期には、島崎藤村、倉田百三、尾上柴舟、長塚節といった著名な文学者や歌人、俳人を魅了しました。

現在でも伝統芸能や古典文学に高い関心を生む土壌となっています。

城下町として栄えた江戸時代は、初代城主小笠原忠真が明石城を築城した際に、剣豪・宮本武蔵が町割をおこなったとも伝えられ、大蔵谷、大久保、魚住に本陣を置く宿場町としての一面も持つ一方、「鹿之瀬」に代表される豊かな漁場を背景にした漁業の盛んなまち、灘に対して「西灘」と称される江井島を中心とした酒造りのまちとして発展しました。

これらは現在に至るまで脈々と引き継がれ、城下町・宿場町については、明石城址、元家老屋敷、町名、旧街道のまちなみなどにその名残を留めるとともに、漁業、酒造りについても現在の明石の特色ある産業の一部となっています。

近代に入ると市内では俳句会や短歌会が多く開催され、能楽も盛んになる一方、洋画や西洋音楽を愛好する人たちが集い、その後の市民の文化活動を牽引していく人たちが多数登場してきます。

明石ゆかりの文化人では、建築家の横河民輔、日本画の橋本関雪、音楽家の菅原明朗などが有名です。

明治44年、本格的な木造の公共施設としては最古の部類に入る中崎公会堂が完成し、その柿落としの際には夏目漱石が「道楽と職業」と題して講演しました。

その後も菊池寛、佐藤春夫らの文豪が来演しました。

昭和に入ると徐々に音楽活動が市民の中に根付きはじめ、戦後、学生の吹奏楽や、お母さんたちの合唱活動が盛んになったことで、明石の音楽文化が大きく花開き、昭和42年には兵庫県より「音楽の町」の指定を受けました。

本市の吹奏楽活動は非常にレベルが高く、中学校、高等学校の吹奏楽部は例年のように兵庫県吹奏楽コンクールで上位入賞を果たし、多くの人材を輩出しています。こうした音楽活動のさかんな土壌を下地として、平成18年には市民交響楽団を設立するなど、「音楽のあふれるまちづくり」を推進しています。

また、明石には市の無形民俗文化財の指定を受けた御崎神社の「的射」や岩屋神社の「おしゃたか舟」、県の無形民俗文化財の指定を受けた「大蔵谷獅子舞」をはじめ、市内各神社で盛んにおこなわれている秋祭り、住吉神社の「奉納能楽会」など地域に根付いた伝統行事も数多くあり、地域のみなさんが守り、育て、継承しています。

明石にはこうした豊かな歴史や風土、特色ある地域文化が根付いています。

文化芸術の振興にあたっては、こうした明石固有の文化を活かし、再発見して、さらには新しい文化を創生していくことが大切です。また、市民の誇りとなるような文化芸術をつく

り上げていくことにより、明石という地域の個性をしなやかに形成し、活力ある地域社会の実現を目指します。

第1章 基本計画策定の考え方

1 策定に至る経緯

平成13年12月に文化芸術振興基本法が制定され、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた文化芸術に関する振興施策を策定し、実施すること」が定められました。

本市では平成18年4月、文化芸術の振興のための新しい組織として文化芸術部を設置し、さまざまな文化事業を展開しながら「文化の息づくまちづくり」を進めています。

平成21年3月には、市民の自主性を尊重し、市民、団体等及び市が連携しつつ、文化芸術のすそ野の拡大と、魅力ある文化芸術の創造・発展を目指し、明石文化芸術創生条例（以下「条例」という。）を制定しました。

条例には文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本計画を策定する条項が盛り込まれています。

2 策定の目的

この基本計画は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための具体的な指針を示すことを目的として策定するものです。

3 位置づけ

この基本計画は、明石文化芸術創生条例第9条に基づき策定するものであるとともに、本市の第5次長期総合計画における「戦略3 明石らしい生活文化を育てる」と関連する個別計画と位置づけられます。

4 計画期間と進捗状況の評価・検証

計画期間は第5次長期総合計画に合わせ、平成23年度から令和3年度までとします。また、計画の進捗状況については、第三者機関である明石文化芸術創生会議が評価・検証します。

5 目指す姿

この基本計画は、

- ① 文化芸術に親しみ、楽しむことや対話、交流を通して、市民一人ひとりの暮らしと地域社会を豊かにすること
 - ② 文化芸術に親しむ土壌と、ふるさと明石を愛する豊かな心を持つ人を育むことによる、ひとまちも元気な「文化の息づくまちあかし」の実現
- を目指す姿としています。

第2章 基本理念と基本施策

第4章「文化芸術振興施策の展開方針」を策定するにあたり、その基調となる、条例に規定する文化芸術振興の基本理念と基本施策を明らかにします。

基本理念

- (1) 市民一人ひとりの自主性・創造性の尊重。市の施策実施に当たっての内容に対する不介入・不干涉

市民一人ひとりの自主性・創造性の尊重は憲法第21条の表現の自由から、自主性・創造性の尊重に裏打ちされた文化芸術を創造・享受することは憲法第13条の幸福追求権（公共の福祉に反しない限り尊重される）から導き出されるものと考えられ、これらのことを踏まえ、市は、文化芸術振興施策の実施に当たり、文化芸術の内容に対して、介入し、又は干渉することのないよう特に留意することを定めています。

- (2) 過去から培われてきた地域の文化芸術の継承・発展。魅力ある新しい文化芸術の創造
伝統ある芸能など、過去から培われてきた地域の文化や芸術を市民の財産として、その価値や魅力を再発見しながら後世に継承し、もしくは現代的なアクセントを加えながら発展させていくこと、また、そうした伝統に拘束されることなく、新たな魅力ある文化芸術が創造されるよう配慮されるべきことを表現しています。

- (3) 市民が等しく文化芸術活動を行うことができる環境の整備

「市民が等しく文化芸術活動を行うことができる」とは、文化芸術活動を行うに際して、年齢、性別、居住地域、障害の有無、国籍、民族等によって差別されてはならないことを表現しています。高齢者、障がい者、子育て中の保護者などを含め、市民の誰もが文化芸術に親しむことができるような環境整備が必要であることを定めています。

「環境の整備」の「環境」とは、制度面での①場、②機会、③アクセス、働きの面から①享受、②創造、③交流、④学習の観点があります。

- (4) 市民一人ひとりの多様な文化芸術及び価値観の理解・尊重

文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりの多様な文化芸術及び価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化芸術の発展が図られるよう配慮されるものとしています。

- (5) 文化芸術を担う人材の育成

「文化芸術を担う人材の育成」とは、①プロフェッショナル、アマチュアを問わず、文化芸術の創造・表現者の育成、②アートマネージャーなどの文化芸術と社会とのつなぎ手の育成、③「観客開発」、すなわち「集客」ではなく、広く市民が享受能力（アトリテラシー）を身につけ、文化芸術のよき理解者となること、④次代を担う子どもたちの人づくり、などを意味しています。

- (6) 次代を担う子どもたちの心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育む

条例では、次代を担う子供たちの心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育むことを重視しています。

以上の6つの基本理念と関連させ、5つの基本施策を定めています。

基本施策

- ① 地域に根ざした伝統的な文化芸術の継承・発展及び新しい文化芸術の創造に必要な施策
- ② 市民の文化芸術活動の場及び機会の拡充

③ 文化芸術に関する情報の収集・提供

④ 文化芸術活動を担う人材の育成

⑤ 特に、次代を担う子どもたちの文化芸術活動の場及び機会の充実

「文化芸術活動の場及び機会の拡充」の「文化芸術活動」には、「鑑賞」、「創造（創作）」「発表」、「交流」、「学習」があります。「交流」については、国内に限らず、国際的な交流も含まれます。

「特に、次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育むため、文化芸術活動の場及び機会の充実等に努めること」を、この条例の特徴として基本施策で表現しています。このことは、文化芸術活動を担う人材の育成にもつながります。

先人たちが、大切に守り、育んできた文化財についても「文化芸術」として、その継承、発展等及び情報の収集、提供等必要な施策を講ずるよう努めるものとしています。

高齢者、障がい者等を含む「市民」の文化芸術活動の場及び機会の拡充並びに「市民」への文化芸術に関する情報の収集、提供等必要な施策を講ずるよう努めるものとしています。

第3章 明石市における文化芸術の現状と課題

1 文化芸術活動の現状

現在、明石市には多くの文化活動団体があります。市民の文化芸術を推進する担い手として、また、文化活動団体が互いに協力し交流を図ることを目的として結成された明石市文化団体連合会には、14部門内に約150の団体があり、約5,800人が所属しています。明石市文化団体連合会の主な活動としては、11月1日の市制記念日の時期にあわせ、芸術の秋を彩る恒例行事として昭和46年から実施している明石市芸術祭があり、いけばな展、美術展、吹奏楽の夕べなど、各部門が日々の文化活動の成果を発表するとともに、市民の方々に質の高い文化に触れる機会を提供しています。

また、昭和49年に始まった明石市文芸祭では、俳句・短歌・詩・小説ほか全7部門の作品を募集し、優秀作品の表彰及び入賞作品集を発行しています。創作意欲の盛んな市民の応募は年々増え、第42回となる平成27年度は延べ7,151件でした。俳句・川柳・短歌ではジュニア部門を創設し中学生以下の応募を奨励するなど、市民参加型事業として多くの市民に支えられ、発展してきました。

一方、本市は市民のコミュニティ形成の場として、昭和47年から年次的にコミュニティ・センターを開設し、現在では市内すべての小中学校内に設置されています。生涯学習センター分室（旧中央公民館）と合わせて、文化芸術を含めた様々な学習活動を行う拠点となっています。市民の自主的な文化芸術活動を行うグループは300を超えており、活動者は約5,700人にもなっています。

さらに、上述の公的な拠点をもたず、個人的に活発に文化芸術に取り組む市民や、お稽古として活動している市民も数多くいます。これらの市民すべてが明石の盛んな文化芸術活動を支えています。

2 文化芸術を取り巻く課題

基本計画を策定するにあたり、明石市の文化芸術活動の現状から浮かび上がる問題点や市民アンケートで寄せられたご意見を集約した結果、下記の5つの課題が導き出されました。

課題1 文化芸術に触れ親しむ機会を充実する。

課題2 文化芸術を通じた交流を促進する。

課題3 伝統的な文化資源を保存・継承し、有効に活用する。

課題4 文化芸術の創造活動を支える人材を育成する。

課題5 文化芸術に関する情報の収集・発信を強化する。

これらの課題に対応するため、基本計画に基づく各年度毎の実施計画（アクションプラン）を策定し、事業を展開してきました。

計画の進捗状況については、明石文化芸術創生会議において評価・検証され、文化芸術に触れ親しむ機会は充実してきているが、引き続き多様な文化芸術の鑑賞機会を提供していくといった評価を受け、課題が解決の方向に向かっているものもあります。

しかしながら、文化芸術の創造活動を支える人材の育成は進んでいるが、活用には至っていないことや文化芸術に関する情報の収集・発信の強化はすすんでいるが、より積極的、効果的な情報発信が今後の課題であるとの評価を受け、課題解決に向けて更なる取組が必要なものもあります。

このように上記の5つの課題は課題解消に向けて進捗しているもの、進捗状況が遅いもの等様々な状況ですが、いずれも課題解消には至っていないため、引き続き課題解消に向けて取り組む必要があります。

第4章 文化芸術振興施策の展開方針

本市の文化芸術を取り巻く課題に対応した11の展開方針を「親しむ」、「つながる」、「活かす」、「育む」、「伝える」の5つのキーワードを用いて分類しています。

施策の展開にあたっては、市民・団体等・明石文化芸術創生財団（以下「財団」という。）及び市がそれぞれの役割をふまえつつ、互いに連携、協働を図りながら推進します。

推進体制については第5章に記載しています。

I 親しむ

- (1) 文化芸術に触れ親しむ機会の提供
- (2) 参加・発表機会の充実

II つながる

- (3) コーディネート機能の充実
- (4) 他分野との連携と応用
- (5) 文化交流の推進

III 活かす

- (6) 伝統文化の継承と発展
- (7) 文化資源の再発見と活用
- (8) 文化芸術活動を行う場の充実・活用

IV 育む

(9) 次世代育成への取り組み

(10) 創造活動の促進

V 伝える

(11) 情報の収集・発信

I 親しむ

展開方針（１）文化芸術に触れ親しむ機会の提供

市民誰もが等しく身近に文化芸術に触れ親しむことのできるまちを目指します。多様な文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、身近に文化芸術に触れる機会を充実させます。

重点施策1 多様な文化芸術の鑑賞機会を提供します

取り組みの方向

舞台芸術など、これまで鑑賞機会の少なかった分野もあります。市民会館、文化博物館等の指定管理者が持つ専門性や活力を活かしながら、多様で質の高い鑑賞機会の充実を目指します。

これまでの取り組み

佐渡裕指揮による兵庫芸術文化センター管弦楽団公演

明石薪能、中崎寄席

邦舞・邦楽のつどい、茶会、いけばな展（明石市芸術祭）

重点施策2 誰もが文化芸術に出会い関わることのできるしくみづくりに取り組みます

取り組みの方向

見近な施設や市以外の施設を利用して、市民誰もが気軽に文化芸術に触れることのできる機会を創出します。また、普段文化芸術に触れることの少ない高齢者、障がい者、子育て世代の方々に対して文化芸術に触れる機会の拡充を図ります。

これまでの取り組み

あかしふれあいコンサート、ミュージックぷろむなード

Baby Meets Music あかし、明石市いけばな協会による障がい者施設の花慰問

展開方針（２）参加・発表機会の充実

文化芸術活動は鑑賞だけではありません。実際に参加し、また、日頃の練習の成果や作品を発表することが振興につながります。参加・発表の機会を充実させることにより、文化芸術への参加や体験を促し、活性化を図ります。

重点施策1 各種市民参加型事業を推進します

取り組みの方向

既存事業への市民参加を一層促進するとともに、新たな市民参加型事業を実施します。

これまでの取り組み

明石市文芸祭、吟行俳句会、明石市芸術祭・美術展
明石将棋フェスティバル

重点施策2 さらなる発表の場及び機会の充実を目指します

取り組みの方向

市民会館など既存施設の利用だけではなく、空き店舗や様々な公共の場所の活用を検討します。

これまでの取り組み

文化芸術活動の発表の場として市所有スペースの調査及び施設管理者及びアーティストとの交渉、中心市街地を中心に市所有以外の遊休スペース(空き店舗などを含む)の調査
市内の店舗等を利用して、文化芸術活動の発表を行う「まちかどアート」の開催
議場コンサートの開催

重点施策3 市民や文化団体の自主的な企画・発表に対する支援を行います

取り組みの方向

財団を通じて情報の集約と発信による広報支援、企画・発表に対する相談、講師紹介などを行います。

これまでの取り組み

文化芸術に対する助成制度についてデータベース化し、市内各文化団体へ周知
財団のホームページやメールマガジンで文化団体等が主催する公演や展覧会の情報を発信
基本計画が定めるコーディネート機能を担うために必要な登録スタッフの募集や確保

II つながる

展開方針（3）コーディネート機能の充実

文化芸術活動に関わる団体あるいは組織、機関が連携、協働を進めるしくみづくりとして、コーディネート機能を軸とした文化芸術振興の拠点となるゆるやかなネットワークの形成を図り、市民全体で明石の文化芸術を振興する基盤を作ります。

重点施策1 中間支援組織活動を推進します

財団が文化芸術に関する多様なコーディネート（橋渡し）機能を担うことにより、交流を通じて市民や文化団体などがそれぞれの活動に厚みや広がりを持たせ、新たな文化芸術の創造や発展を促進します。この機能は、第3章に記載した明石の文化芸術を取り巻く5つの課題に幅広く対応するものと考えています。

(役割)

・サポート機能

情報提供や相談、人材仲介などを通じて市民や文化団体の文化芸術活動を間接的に支援する中間支援活動を行います。

これまでの取り組み

文化団体等の自主事業の企画や助成制度等の相談

登録スタッフ、登録ボランティアの募集、活用

助成に関する情報提供

- ・プラットフォーム機能

文化芸術に関する多彩な分野や幅広い年齢層の市民が出会い語らうことができ、情報を得ることができる交流の拠点としてプラットフォーム機能を果たします。

これまでの取り組み

文化芸術に関する多彩な分野、幅広い年齢層の市民の交流拠点として、文化芸術に関する講座の開催

明石ゆかりの文化芸術関係者で年齢や経歴、活動分野を超えた集いを開催

- ・広報機能

市内の文化芸術情報を集約し発信するパブリック機能を担います。

これまでの取り組み

インターネットを利用した情報発信、情報収集

メールマガジンの発行

SNSへの登録、活用

- ・アーカイブ機能

文化資源や資料のデータ蓄積、人材バンク機能を持ちます。

これまでの取り組み

郷土芸能や地域の伝統文化芸術行事に関する情報の集約

アーティストの調査とデータベースの充実

- ・人材育成機能

アートマネージャー養成講座など、文化芸術の担い手やつなぎ手の育成を行います。

これまでの取り組み

文化イベントプロデューサー養成講座の開催

- ・その他

助成金、企業メセナ、寄附金等の外部資金について調達や相談、計画に基づいた市民文化の高揚に寄与する文化事業の展開などが考えられます。

展開方針（４） 他分野との連携と応用

重点施策1 生涯学習、教育、福祉、観光、景観などとの連携した取り組みを推進します

取り組みの方向

様々な年代の方が文化芸術活動を通して学び、充実感を感じられるよう、生涯学習としての文化芸術活動を支援します。また、教育委員会と連携して、次代を担う子どもたちに様々な文化芸術に触れる機会を提供します。さらに文化芸術活動と観光振興を連携し、市内外から多くの人たちが明石に集うことにより、まちの賑わいづくりや経済の活性化につ

なげていきます。その他、行政の様々なセクションと連携して、障がい者や子育て中の世代等が文化芸術活動に参加しやすい環境を整備するなど、文化芸術の力を多様な分野につなげ、活かす取り組みを行います。

これまでの取り組み

こどもを対象としたあかし楽講座を実施（生涯学習との連携）

市内小中学校へのアーティスト派遣、市内小中学校を通じた明石市文芸祭・美術展への参加（教育との連携）

明石薪能、吟行俳句会（観光との連携）

展開方針（５）文化交流の推進

異なる分野や世代の文化芸術活動が相互に連携・交流することは、新たな文化芸術の創生につながる可能性を秘めています。アーティストや文化団体と市民が交流することは、文化芸術が身近になり、これまで文化芸術に関心のなかった人に新たな出会いを提供することにつながります。こうした文化交流の推進を通じて、文化芸術活動の活性化を図ります。

また、文化芸術における国外との交流を進め、市民の文化活動の一層の推進を図ります。

重点施策 1 異分野・世代間の交流や、市民とアーティストをつなぐ文化芸術活動を促進します

取り組みの方向

異なる分野や世代間交流につながる事業を促進します。また、文化団体やアーティストと市民の交流促進を図ります。

これまでの取り組み

あらゆる分野の芸術を一度に鑑賞・体験できる「アートフルウィーク」を実施し、異分野や異世代の参加を促す等異分野や世代間の交流を促進

明石ゆかりの文化芸術関係者で年齢や経歴、活動分野を超えた集いを開催

重点施策 2 姉妹都市、友好都市などとの文化芸術を通じた国際交流を推進します

取り組みの方向

明石市と姉妹都市提携を結ぶアメリカ合衆国・バレホ市、友好都市提携を結ぶ中華人民共和国・無錫市と次代を担う青少年による交流を進めます。また、交流事業や、明石市国際交流協会主催の多様な国や地域との交流事業を通じて、文化芸術を通じた国際交流の一層の推進を図ります。

これまでの取り組み

明石市中学生選抜吹奏楽団による無錫市での演奏会の開催

明石市青少年ジャズダンス訪中団による無錫市での公演会の開催

無錫市江南中学校吹奏楽交流団の来明、吹奏楽の夕べでの市内中学生との合同演奏

バレホ市への明石市青少年親善訪米団の派遣

Ⅲ 活かす

展開方針（６） 伝統文化の継承と発展

本市の歴史と伝統に根ざした文化芸術は市民の貴重な財産です。それらを大切に守り保存していくとともに、次の世代に継承することが大切です。

重点施策1 市民が伝統的な文化芸術に親しむ機会を提供します

伝統文化事業の情報の収集・集約と発信を強化することにより、市民が伝統文化事業に親しむ機会を増やします。

取り組みの方向

伝統文化事業の情報の収集・集約と発信を強化することにより、市民が伝統文化事業に親しむ機会を増やします。

これまでの取り組み

明石市内の秋祭り一覧やその他データベース化した情報を発信

重点施策2 伝統文化を守り継承し、活用する取り組みを行います

取り組みの方向

子どもたちに地域の歴史・文化・先人について学ぶ機会を提供し、郷土への理解を深め、愛着を育てるとともに、伝統文化の新たな担い手の育成を支援します。地域に伝わる郷土芸能など地域に根ざした文化活動を把握し、現代人の心にも響くような工夫や演出を加えながら、その継承と活用を支援します。

これまでの取り組み

子どもを対象としたあかし楽講座の実施

明石薪能において子ども仕舞を実施

展開方針（7） 文化資源の再発見と活用

本市には、文化財、人材、文化施設、風土、景観など、恵まれた文化資源が多数あります。これら明石にしかない独自の文化資源を再発見・活用しそれを守り育て、市民がそれらに親しむを感じるとともに、郷土に対する誇りや愛着心の育成につながる取り組みを推進します。

このような取り組みがふるさと明石を愛する心を育み、住んでみたい、住み続けたいと実感していただける、選ばれるまち明石のまちづくりにもつながっていきます。

重点施策1 市民が地域の文化資源の魅力を知り、親しめるような取り組みを図ります

取り組みの方向

市内フィールドワークによる文化資源の探索に取り組み、身近な地域の歴史や史跡、旧跡などを紹介します。また、文化資源の特性を活かした催しや講座を開催します。

これまでの取り組み

あかし文化遺産マップの作成

中崎公会堂でのクラシックコンサート・100周年を記念した講演会・児童対象ワークショップ「あかし 落語塾」

明石にゆかりのある資料及び作家の作品を紹介する展覧会の実施、埋蔵文化財発掘調査の成果を紹介する展覧会（企画展「発掘された明石の歴史展」）

重点施策2 地域の人材の活用を図ります

取り組みの方向

明石で活動している文化人やアーティスト、あかしの伝統文化に携わる人を調査し、広く市民に発信することで人材の活用を図り、市民とのつながりを促進します。

これまでの取り組み

明石出身もしくは明石を本拠地として活動するアーティストを調査・データベース化
小中学校へのアーティスト派遣を実施

展開方針（8） 文化芸術活動を行う場の充実・活用

文化芸術活動を行う施設は、鑑賞、発表、創作、練習など、市民の文化芸術活動を支える場となるものです。文化施設の充実を図るとともに、それ以外の施設についてもその特性にとらわれず多様な活動の場としての利用を促進し、創作や発表の場があふれるまち明石を目指します。

重点施策1 既存文化施設の活用を推進します

取り組みの方向

文化施設の機能、設備拡充や利便性の向上の推進など、利用者のニーズにあった柔軟かつ弾力的な施設運営を検討します。

これまでの取り組み

文化博物館の年間観覧券を発行
小中学生の文化博物館の入館料を無料化
市民会館においてオンラインチケット販売業務を開始
市民会館のロビーや市民ホール等を活用したプロムナードコンサート

重点施策2 文化施設だけでなく様々な施設の多目的利用の促進と遊休施設の活用を図ります

取り組みの方向

市民に最も身近な施設として、コミュニティ・センターの利用を促進します。また、公園や街角、遊休スペースなどを、文化芸術活動の練習や発表の場として活用できるよう取り組みます。

これまでの取り組み

様々な施設について、文化芸術活動の場として利用可能かを調査し、管理者と調整するとともに市民・文化団体の文化芸術活動の場に関するニーズを調査

生涯学習センター・ウォールギャラリーの積極的な利用を図るとともに、利用がない期間は文化・スポーツ部が使用し様々な文化芸術を発信

IV 育む

展開方針（9） 次世代育成への取り組み

文化芸術は自分自身を表現し、創造性を高めるだけでなく、こどもの豊かな心や感性、

創造性やコミュニケーション能力を育むために大変重要なものです。また、幼少の頃から文化芸術に触れ、鑑賞し、表現されている世界観を読み解く力を養うことは、氾濫する情報に流されずに物事の良し悪しを判断する力や他者と議論する力の形成につながり、将来の人格形成にも役立つものです。

本基本計画では、このような文化芸術のもつ力（アート・リテラシー）を活かして、特に次代を担う子どもたちが文化芸術に触れ親しむ機会の提供や文化芸術活動を促す機会の創出に努めるなど、積極的な次世代育成に向けた取り組みを行います。

さらに、子どもたちにふるさと明石の文化芸術に対して身近に触れ親しむ機会を提供することにより、明石を知り、愛着を育てる取り組みを推進します。

重点施策1 子どもたちの文化芸術への参加・体験活動を促進します

取り組みの方向

子どもたちに多様な文化芸術の体験の機会を提供するため、文化芸術の体験教室を行う団体等に対する支援や、小中学校へ芸術家を派遣し、体験指導を行います。

これまでの取り組み

市内小中学校へのアーティスト派遣、市内小中学校を通じた明石市文芸祭・美術展への参加

文化団体が行う体験教室や参加イベントの広報支援

茶会における親子茶道体験

いけばな展におけるこどもいけばな体験

明石薪能においてこども仕舞を実施

佐渡裕氏による小学校音楽特別授業

重点施策2 子どもたちの文化芸術鑑賞機会の提供に努めます

取り組みの方向

教育委員会と連携して学校単位での文化芸術の鑑賞教室開催について検討します。また、市主催の文化芸術イベントには子どもたちの優先枠を設け、鑑賞の機会を提供します。

これまでの取り組み

明石市内の小学6年生を対象としたミュージカルの無料鑑賞会「劇団四季『こころの劇場』」、高校生を対象とした芸術鑑賞会（古典、音楽、演劇）

小中学校へのアーティスト派遣

中学生以下の文化博物館の入館料を無料化

重点施策3 文化芸術に触れ親しむ環境づくりに取り組みます

取り組みの方向

学校施設やコミュニティ・センターなど、子どもたちにとって身近な場所を活用し、地域のなかで文化芸術に触れることのできる取り組みを推進します。また、子どもたちに地域の歴史・文化・先人について学んだり、文化財に触れ親しむ機会を促進して、郷土に対する愛着心を育成します。

これまでの取り組み

親子音楽鑑賞事業

「親子文化財探索ウォーク」

茶会における親子茶道体験

いけばな展におけるこどもいけばな体験

こどもを対象としたあかし楽講座

展開方針（10） 創造活動の促進

新たな価値観による多彩な文化芸術を創造できる環境づくりを推進する必要があります。市民一人ひとりの自主性、創造性が尊重され、新たな魅力ある文化芸術を創造・発展させていく活動を支援します。

重点施策1 市民の自主性と創造性を尊重した文化芸術活動を支援します

取り組みの方向

財団を通じて、アーティストや文化団体の活動内容や技術の向上に関する相談など、活動支援を行います。

これまでの取り組み

文化団体等の自主事業の企画や助成制度などの相談

若手アーティストによる「MERIDIAN 美術展」の開催

ミュージックぶろむな一などにおける若手アマチュアミュージシャンの出演を促進

文化芸術振興事業助成金制度の創設

重点施策2 明石の特色を踏まえた文化芸術の創造への取り組みを支援します

取り組みの方向

地域に根付いた郷土文化の研究・普及活動の支援や、音楽のあふれるまちづくりなど明石の特色ある文化の創造を支援します。

これまでの取り組み

明石フィルハーモニー管弦楽団（たこフィル）の創設及び定期演奏会の実施

明石フィルハーモニー・ジュニア・オーケストラの創設

佐渡裕指揮による兵庫芸術文化センター管弦楽団公演の開催

地域の歴史を学ぶ「あかし楽講座」の開催

あかし文化遺産マップ（東部編・中部編・西部編）を使用した講座の開催

V 伝える

展開方針（11） 情報の収集・発信

市民の文化芸術活動が活発に行われるためには、文化芸術に関する活動、人材、施設、催しなど多様な情報が蓄積され、必要な情報を市民にわかりやすくタイムリーに発信できるしくみが必要です。文化芸術に関する情報の効果的な収集・発信ができる環境を整備します。文化芸術に関する情報を収集し集約します。

重点施策1 文化芸術に関する情報を収集し集約します

取り組みの方向

財団を中心にネットワークを形成し、文化芸術に関する情報の収集ができる体制を整備します。

これまでの取り組み

財団ホームページにおける文化芸術情報の集約

重点施策2 文化芸術に関する情報を効果的に発信します

取り組みの方向

多様なメディアを活用した効果的な情報発信の仕組みづくりに着手します。

これまでの取り組み

明石市ホームページからの情報発信

生涯学習情報誌「わらしの“わ”！」への掲載

財団ホームページからの情報発信

財団によるメールマガジンの発行

第5章 推進体制

本計画は、市民・団体等・財団及び市がそれぞれの役割を踏まえつつ、互いに連携、協働を図りながら進めていくものです。そして、それぞれが持つ力を活かし、協働して取り組むためには、相互のネットワークを充実する必要があります。財団が中心となってゆるやかなネットワークを形成し、明石市全体の文化芸術振興に協働して取り組む体制を築いていきます。

(1) 明石市

市はこれまで文化芸術事業を直接実施してきましたが、財団の設立に伴い、文化芸術事業は財団が実施し、市は文化芸術政策の企画、立案を担う形へと役割を変えていきます。

(2) 明石文化芸術創生会議

明石文化芸術創生条例第10条の規定に基づき、文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べる常設の第三者機関として平成21年6月に明石文化芸術創生会議を設置しました。

基本計画策定後は計画の進捗状況を評価・検証し、必要に応じて助言を行うとともに、本市の文化芸術施策全般について提言しています。

(3) 公益財団法人明石文化芸術創生財団

多様な文化芸術活動の担い手の連携・協働の拠点としてゆるやかな相互ネットワークの形成を図り、アーティストや文化団体と市民とのコーディネート、情報提供、相談などの支援に積極的に取り組みます。

市からの文化芸術に関する委託事業を受託し、財団が持つ知識やネットワークを活用して若手芸術家の育成等市が直接実施するよりも効果的に事業を行います。

市民誰もが身近に触れ親しむことができる事業や明石ゆかりの若手芸術家に発表、展示の機会を提供する事業等の文化芸術事業を自ら企画、実施していきます。

(4) 指定管理者

明石市立市民会館を中心とする4施設は、明石市の地域文化芸術活動の拠点として、市民に多彩な文化芸術に対して幅広く、かつ深く関わっていただくための鑑賞・活動の場の提供に向けた施策を講じていきます。

明石市立文化博物館は、明石市立市民会館を中心とする4施設と同様に明石市の地域文化芸術活動の拠点として、明石の歴史、文化を調査研究し、それらに対する理解を深め、文化芸術の鑑賞・発表の場の提供に向けた施策を講じていきます。

以上の4点の活動を通じて、明石市全体の文化芸術振興を推進します。